

業 務 委 託 契 約 書

- 1 業 務 名 ひろしまアダプト活動支援事業（奨励金交付事業）
- 2 履 行 場 所 広島市中区基町10番52号
広島県土木建築局道路河川管理課（広島県庁北館6階） ほか
- 3 履 行 期 間 令和 8年 4月 1日 から
令和 9年 3月 31日 まで
- 4 委 託 料 _____
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 _____)
- 5 契 約 保 証 金 _____
- 6 特 約 事 項
別紙のとおり

上記の業務について、発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、別紙の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、当事者記名・押印の上、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

発注者 住所 広島市中区基町10番52号

氏名 広島県 印
代表者 広島県知事 横田 美香

受注者 住所

氏名 印

別紙支払内訳書

1 委託料 ¥ _____ -

うち業務経費 ¥ _____ -

2 支払方法

(1) 委託料のうち業務経費の支払は3か月払とする。

(2) 各3か月の支払金額は次のとおりとする。

| 対象期間 | 支払額（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額） |
|--------------------------|--------------------------|
| 令和8年4月から 令和8年6月の3か月 | ¥ _____ - (¥ _____ -) |
| 令和8年7月から 令和8年9月の3か月 | ¥ _____ - (¥ _____ -) |
| 令和8年10月から 令和8年12月の3か月 | ¥ _____ - (¥ _____ -) |
| 令和9年1月から 令和9年3月の3か月 | ¥ _____ - (¥ _____ -) |
| 合 計 | ¥ _____ - (¥ _____ -) |

特約事項

- 1 委託料のうち、金 50,635,000 円を奨励金に充当し、その他を業務経費に充てるものとする。
- 2 業務委託契約約款（以下「約款」という。）第 3 条に規定する業務工程表の提出は、免除する。
- 3 受注者は、約款第 30 条第 1 項に定める約款及び仕様書等を内容とする業務（以下「業務」という。）の完了通知を、業務を完了した日から起算して 30 日以内に行わなければならない。
- 4 発注者は、仕様書で定める業務委託完了報告書の提出を受けたときは、約款第 30 条第 2 項の規定にかかわらず、業務の完了を確認するための検査に受注者の立会を要しないものとする。
- 5 発注者は、業務が約款第 30 条第 2 項に定める検査に合格したと認めるときは、委託料の額を確定し、受注者に通知するものとする。
- 6 委託料の確定額は、奨励金に要した金額と委託料のうち業務経費に充当する金額の合計額とする。
- 7 発注者は、委託料のうち奨励金に充当する部分について、受注者の請求により必要があると認めるときは、約款第 31 条第 1 項の規定にかかわらず、委託料の全部又は一部を概算払することができる。
- 8 委託料のうち業務経費に充当する部分の支払は、3 か月ごとの分割払（均等割）とする。
- 9 概算払及び分割払による委託料の支払は、約款第 31 条第 2 項の規定を準用する。
- 10 受注者は、委託料の概算払を受けたときは、委託料の額の確定後、10 日以内に仕様書に定める概算払の精算を行わなければならない。なお、精算残金がある場合、受注者は、発注者が指定する期日までに当該精算残金を返還するものとする。
- 11 受注者は、委託料の概算払の精算残金を発注者の指定する期日以降に返還したときは、返還する金額につき発注者の指定する期日から返還した日までの日数に応じ、年 14.5 パーセント（ただし、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合をいう。）に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年 7.25 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における延滞金特例基準割合に年 7.25 パーセントの割合を加算した割合とする。）の割合で算定した金額を遅延利息として納めなければならない。
- 12 委託料の概算払の精算の結果、不足額が生じる場合は、その不足額は受注者の負担とする。
- 13 分割払による委託料の支払については、3 から 5 までの規定を準用する。